

# 社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令について

## 1 趣旨

東日本大震災による被害を受け、企業が倒産し、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされる労働者が多く発生することが懸念される。

現在、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の社会復帰促進等事業として、未払賃金の立替払事業（以下「立替払事業」という。）を行っているところであるが、このような状況を踏まえれば、今後、未払賃金の立替払の請求が増加することが見込まれる。

このことから、平成23年度補正予算において、立替払事業に要する費用を増額要求を行ったところ。

一方、立替払事業を含めた社会復帰促進等事業等に要する費用については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第43条において、限度が定められているところであるが、増額要求後の予算額がこの限度額を超え、また、執行額もこれを超えることが想定されるため、同条の規定について緊急避難的な特例措置を設ける必要がある。

## 2 内容

平成23年度から25年度まで（※）の予算及び決算について、労災則第43条の特例を設け、立替払事業に要する費用を、同条の社会復帰促進等事業費等に要する費用に充てるべき額から除外する。

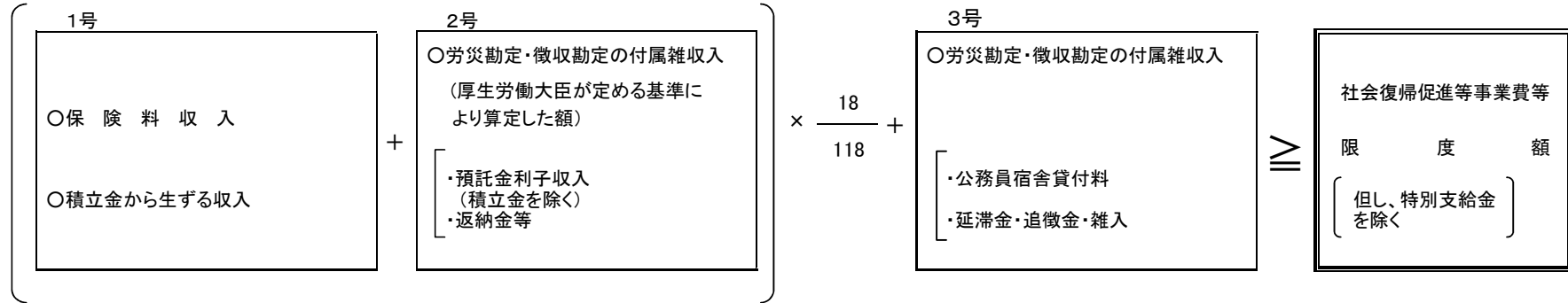
※ 平成11年度に講じた労災則第43条の特例措置に倣い、今回も3か年度について措置。本省令制定後、毎年の事業実績を勘案し、特例措置を講じる必要がないとの判断に至った場合は、速やかに本省令を廃止する。

## 3 公布・施行日

平成23年4月28日

## 社会復帰促進等事業等に要する費用について

### ・社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額



### ・社会復帰促進等事業費等の推移

(単位:百万円)

| 年度<br>区 分               | 19<br>実績  | 20<br>実績  | 21<br>実績 | 22<br>実績見込 | 23<br>当初予算           | 23<br>第一次補正後予算       |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|------------|----------------------|----------------------|
| 保険料収入                   | 1,085,273 | 1,089,803 | 841,897  | 783,525    | 809,675              | 809,675              |
| 社会復帰促進等事業費等<br>限 度 額    | 207,866   | 210,820   | 156,131  | 147,682    | 151,806              | 151,806              |
| 社会復帰促進等事業費等<br>予算額及び決算額 | 155,832   | 154,702   | 148,429  | 133,018    | 《114,459》<br>133,720 | 《120,893》<br>154,474 |
| うち、未払賃金立替<br>払事業費補助金    | 17,015    | 17,688    | 26,002   | 20,186     | 19,261               | 33,581               |
| 限度額に対する予<br>算額の割合(%)    | 74.97     | 73.38     | 95.07    | 90.07      | 《75.40》<br>88.09     | 《79.64》<br>101.76    |

※1 平成18年度までの限度割合は、22/122、平成19年度から平成20年度までの限度割合は、20/120である。

※2 平成23年度当初予算及び第一次補正後予算の《 》は、未払賃金立替払事業費補助金を除いた数値である。

○厚生労働省令第五十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十条の規定に基づき、社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令

平成二十五年度以前の各年度の予算及び決算における労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十三条の規定の適用については、同条中「労働者災害補償保険特別支給金支給規則」とあるのは、「賃金の支払の確保等に関する法律第三章の規定による未払賃金の立替払事業及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度の予算から適用する。

社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令案 適用替え前後表

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第三十号）（抄）

（傍線の部分は適用替え部分）

| 適用 替 え 後  | 適用 替 え 前  |
|---|---|
| <p>（社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度）<br/>           第四十三条 法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業（賃金の支払の確保等に関する法律第三章の規定による未払賃金の立替払事業及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百十八分の十八を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。</p> <p>一〇三三（略）</p> | <p>（社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度）<br/>           第四十三条 法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百十八分の十八を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。</p> <p>一〇三三（略）</p> |